条例の項目に沿った現状と課題等

	基本的施策	条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
1 子どもの健やかな成長の促進	(1) 子どもの成長に応し 切れ目のない支援	じた 第8条	福祉が連携しながら幼児期の教育を推進していく必要がある。 ◆待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められており、資質の向上を図る必要がある。	◆子どもの健全育成のための地域社会,教育現場,行政機関による幼児教育に対する連携強化と,適切な教育支援をするための体制整備。 ◆保育所等の整備による入所受入児童数の拡大と,質の高い保育の実施。 ◆「認定こども園」の普及及び幼稚園及び保育所からの移行促進。
	(2) 子どもの意見の尊		◆子どもは社会的に弱い立場にあり、その基本的人権が不当に侵害されやすいことにかんがみ、子どもが自らの意見を、子ども自らの言葉で述べる機会を確保し、尊重する必要がある。	◆子どもが社会の一員として意見を表明できる機会の確保。 ◆子どもの意見が適切に反映される環境整備。
	(3) 子どもの社会参加の 進	の促 _{第10条}	◆核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子どもが学校、地域等で自発的な活動をする機会が減少している。将来、社会人として自立する上で、必要な能力や態度を育てるため、子どもの社会参加を促進を図る必要がある。	◆子どもの成長段階に応じた、社会奉仕体験や地域活動への参加促進。 ◆市町村教育機関との連携による地域におけるボランティアの育成と、社会貢献活動に対する意欲高揚。
	(4)育ちの場の充実	第11条	◆共働き家庭であっても、幼稚園に通園している子どもは、通常の教育時間終了後や休業日等に保育を必要としている。保育所においては、待機児童の解消及び多様化するニーズに対応するとともに、保育の質の向上を図る必要がある。 ◆児童館、児童センターは、地域の中における子どもの健全育成に重要な役割を果たしており、未設置の市町	の活性化。
	(5) 子ども及び保護者の (5) 康の増進等		◆本県では、肥満傾向児の出現率が高いことや、乳幼児の平均むし歯本数が全国的に見て多い状況であることなどから、学校における食育の推進、食習慣についての保護者の理解や関心を深め実践するよう積極的に情報	取組の推進。 ◆市町村教育委員会との連携による、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の 資質向上及び、子どもの運動意欲高揚を図るための運動機会創出の取組支援。 ◆「食育」の効果的な取り組み推進と、食育に対する県民一人一人の意識の高揚。 ◆各種健診等を通じた、妊娠期から子育て期における母子の健康状態の確保。 ◆小児医療に関わる医師確保や相談支援体制の充実及び、小児救急医療体制の整備
	(6)生活環境の整備の(足進 第13条	◆子どもの交通安全を確保するため,交通安全施設などのハード整備のほか,子どもやその保護者に対し,交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い,また,地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わ	◆地域住民や学校などの連携による、登下校時の児童生徒の交通安全活動の推進及 び、通学路や学校周辺における交通信号機などの交通安全施設の整備促進。

条例の項目に沿った現状と課題等

基本的施策		条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
2 子どもへの支援	(1) 子どもに対する人権被 害の未然防止等	第14条	◆全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを親や学校など関係者が十分に認識する必	ための指導の充実及び,子どもの権利についての普及・啓発の推進。 ◆子どもの社会参画意識の高揚と,社会における責任感の醸成。
	(2) 子どもからの相談への 対応		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	体制の充実。精神科医による子どもメンタルクリニック事業,デイケア事業等の支援の拡充。 ◆いじめ・不登校の未然防止に向けた,子どもが相談しやすい学級づくりの推進。 ◆児童虐待を未然に防ぐ,地域における相談支援体制づくりの強化。
3 保護者への支援	(1) 家庭教育に対する支援	第16条		◆地域の「教育力」の向上を目指した、家庭・地域・学校が連携する学習活動、体験活動の推進。 ◆親子のふれあいと、保護者同士のコミュニティづくりの支援。
	(2)雇用環境の整備	第17条	◆子育て家庭が仕事と家庭の両立を図れるよう,各種支援制度の充実や,相談窓口などでの情報提供,働きやすい職場環境づくりなど行政・企業・関係団体が一体となって取り組む必要がある。	の各種支援制度の充実,広報による普及啓発の推進。 ◆子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを目指した,保育施設整備の支援。 ◆女性の採用・登用・職域拡大に取り組む事業所の紹介を通じた,女性の活躍に関
	(3) 経済的負担の軽減	第18条	◆子どもを生み育てやすい社会の構築のため、少子化の要因の一つである子育てにかかる経済的負担感を、妊	どもに対する就学援助制度の活用の促進。 ◆幼児教育の無償化や奨学金制度など国の動向を踏まえた,各種支援制度の拡充。

条例の項目に沿った現状と課題等

	基本的施策	条例	主な現状と課題	主な施策の方向性
	次代の子育てを担う者への 支援	第19条		◆市町村との連携による、中学生や高校生を対象とした、結婚・妊娠・子育ての意識啓発を図る取組の推進。 ◆企業や学校などと連携した、ワンストップサポートによる若年者の就業支援の充実。
	特別な支援を要する子ども等 への支援	第20条	◆発達障害の早期発見・早期療育につながる相談体制の整備、地域における生活支援や日頃のケア、保育環境の充実など多様なニーズへの対応が求められている。 ◆東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、里親として認定しているが、里親に対し継続的に支援をしていく必要がある。子どもの健やかな成長には、里親の下で養育されるのが望ましいが、現実的	の充実及び放課後児童健全育成事業などによる、障害児受け入れ体制の整備。 ◆小児がん等小児慢性特定疾患児童とその家族に対する、適切な療養の確保及び、医療費助成による経済的負担の軽減など継続的な支援。 ◆里親への経済的支援の継続及び、研修会や意見交換会の開催による里親の質の向上。 ◆市町村・教育・医療・保健関係機関と連携した支援体制の構築及び、障害のある
の整備 の整備	(1) 地域における子育て支援体制の充実		◆保護者の子育てへの孤立感,負担感を解消するため,保護者が集い,相互交流を図る場の提供が必要であ	◆市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業や子育て援助活動支援事業等の整備・運営の支援。 ◆子どもの預かりなど、援助を受ける者と提供する者との相互援助活動を通じた、 地域の子育て力の向上。
	: 進		◆子育てを取り巻く社会環境が大きく変化し、地域において個人及び団体が行う子育で支援活動が重要な役割を担っている。 ◆個人及び団体が行う子育で支援活動を促進するために、相互に交流し、活動内容を広く情報提供していくことが必要である。	できる機会の提供。
7	東日本大震災の被災地の子ども • 子育て支援	第23条	◆生活環境の変化により、遊びや学ぶための環境が制限を受けており、環境整備や機会の提供が必要である。 ◆親を亡くしたり、家計が急変した世帯の子どもたちが平等に教育を受け、希望する進路選択ができるよう、	◆学校・家庭・関係機関が連携した相談体制の充実。 ◆市町村が設置・運営する「子どもの心のケアハウス」の運営支援。 ◆親を亡くした子どもたちの、生活安定、希望する進路選択の実現を目的とした、 就学支援金・奨学金の長期的な支給。 ◆里親支援センター事業による、里親制度の普及啓発、児童の里親委託促進、里親